

軽自動車税のお知らせ



■納税について

納期限は5月31日(金)です。5月上旬に送付する納税通知書により納めてください。

なお、軽自動車税は普通自動車税と異なり月割課税制度はありません。4月2日以降に廃車・譲渡した場合でも、その年度分の税金は納めていただくことになります。

4月1日までに廃車・譲渡した軽自動車の納税通知書が届いた場合は、廃車の手続きまたは名義変更が行われていないことが原因と考えられます。手続きが済んでいるかをご確認ください。

■減免について

身体に障害のある方の名前で登録している軽自動車等で、本人運転またはその方と生計を共にする親族または常時介護する方が運転し、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税の減免を受けることができますので申請してください。なお、減免を受けることができるのは、普通自動車を含めて一人につき1台に限られます。

提出書類 ○新規申請の方 軽自動車税減免申請書(新規用)・車検証の写し
運転免許証の写し・障害者手帳の写し
※申請書は町民税務課および各事務所にあります。

○継続申請の方 軽自動車税減免申請書(継続用)
※申請書は納税通知書に同封します。
※申請車の変更または免許更新等をされた場合には、継続申請の方も車検証または運転免許証の写しが必要です。

提出先 町民税務課、各事務所

受付期限 5月24日(金) ※減免申請は毎年必要です。※期限後は受付できません。

問合せ 町民税務課 Tel 47-8014 今庄事務所 ☎ 45-1111 河野事務所 ☎ 48-2111

町鳥獣害対策協議会からのお知らせ

冬眠明けのクマに注意!

冬眠(冬ごもり)から覚めたクマは、食べ物求めて活発に活動します。県内は、どの山もクマの生息地でクマに出遭う可能性があります。山に入られる方は、次のことに注意してください。

- ◆入山前にクマの出没状況を確認し、危険な場所には近付かない
- ◆クマの活動が盛んな朝夕は山中に入らない
- ◆鈴・笛、ラジオなど音が出るものを携帯し、クマに自分の存在を知らせる
- ◆悪天候の日は特に注意

雨や風の音などにより、クマも人の気配に気付かず至近距離まで接近することがあります。

- ◆子グマを見たらそっと立ち去る

近くには必ず母グマがいます。子グマに近付くと、母グマは子グマの危険を感じて人を攻撃することがあります。

- ◆山菜採りは周囲を十分確認して

山菜はクマも好物です。山菜の多いところにはクマもいることが多いので、足跡や糞などを見つけたら引き返しましょう。

※クマの目撃やクマの痕跡を見つけた場合は、役場に連絡してください。

平成30年度有害鳥獣捕獲結果

昨年4月から今年3月まで(1年間の町内における有害鳥獣の捕獲数は次のとおりです。

計	鳥類	ツキノワグマ	ニホンザル	中獣類	ニホンジカ	イノシシ	捕獲期間
							4月～10月
345	2	3	7	78	102	153	
241			30		131	80	
586	2	3	37	78	233	233	計

有害鳥獣被害の減少には、「防除」「追い払い」「捕獲」を総合的に行う必要があります。このうちの1つ欠けても長期的な解決には繋がりません。住民・猟友会・行政との協働で鳥獣害対策を進めて参りますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いたします。

■問合せ

農林水産課 ☎ 47-80001